

四日市市地区市民センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市教育長 葛 西 文 雄

四日市市規則・四日市市教委規則第1号

四日市市地区市民センター条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市地区市民センター条例施行規則（昭和57年四日市市規則・四日市市教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料の減免)</p> <p>第8条 条例第7条の規定に基づき使用料を免除する場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 使用するセンター所管区域内の在住者、在勤者又は学校、幼稚園、<u>保育所若しくは認定こども園に通う者</u>(以下「在学者等」という。)若しくは在学者等の保護者が構成員の半数以上を占める団体がボランティア活動として、構成員のみでなく、使用するセンター所管区域内の住民の教育、福祉等の向上に寄与するため使用する場合</p> <p>(4)及び(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(使用料の減免)</p> <p>第8条 条例第7条の規定に基づき使用料を免除する場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 使用するセンター所管区域内の在住者、在勤者又は学校、幼稚園<u>若しくは保育所に通う者</u>(以下「在学者等」という。)若しくは在学者等の保護者が構成員の半数以上を占める団体がボランティア活動として、構成員のみでなく、使用するセンター所管区域内の住民の教育、福祉等の向上に寄与するため使用する場合</p> <p>(4)及び(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(市民文化部市民生活課)